

# 入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和3年4月23日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
開発調査センター 所長 伏島 一平  
(公印省略)

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業(いか釣<北太平洋海域>)に係る用船一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和3年7月26日  
至) 令和3年9月28日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分には相当する金額を記載するこ  
と。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額  
に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を  
(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を  
切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、  
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事  
業であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の1  
00に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。
- ① 直接交付  
神奈川県横浜市区新浦島町1-1-25  
テクノウェイブ1006階  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
開発調査センター 開発業務課  
電話 045-277-0179  
FAX 045-277-0209
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「海洋水産資源開発事業(いか釣<北太平洋海域>)に係る用船入札説明書希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「海洋水産資源開発事業(いか釣<北太平洋海域>)に係る用船入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年6月1日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行う。



- (2) 公表する情報  
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経歴者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
  - ② 当機構との間の取引高
  - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
  - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
  - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

- (4) 公表日  
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

- (5) その他  
 当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。  
 なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### 10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: [http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（いか釣：北太平洋海域）

2. 調査目的

アカイカ資源の有効活用に向けた、効率的な操業手法の開発

3. 調査項目

1) 漁場と海洋環境の関係に関する調査

大規模な時空間スケールの海洋環境と漁場形成の関係については、令和2年度までの調査で明らかにしてきたところであるが、実際に現場で漁業を実施する際には、さらに細かい時空間スケールで効率的に漁場を発見する必要がある。令和2年度の予備的な解析では、サブメソスケールのモデルで出力される中層水温構造と漁場の位置が密接に関係していることが見えてきた。しかし、これらは海洋モデルでのデータと漁場の関係において見られたのみで、実際にその水温構造が存在するかについての観測は実施されていない。そこで、水温10度の等水温面が急激に立ち上がる壁構造が、実際に存在しているのか、漁場にどのような影響を与えているのかについて、現場でCTDを用いた鉛直海洋観測を行いながら操業する。

2) 海洋渦構造と漁場の関係に関する調査

しばしば、好漁場では10km程度の渦構造が観測されている。このことから、渦構造と漁場の関係を明らかにするため、衛星追跡ブイを漁場に投入することで、漁場での渦の観測を行う。

3) 環境DNA調査

令和2年度までの調査で採水手法はおおむね確立され、環境DNA濃度が一定の値を超えると漁獲があることが分かってきたことから、環境DNA手法の漁船への実装可能性を検討する。次年度は、より社会実装に近づいた検証を行うため、現場で測定できる小型PCRを用いて、漁場と環境DNA量との関係について調査し、データを積み上げることで、好漁場の閾値についての数値を取得する。なお、採水サンプリングは水深100m付近からバンドン採水器を用いて実施する。

4) AIS（自動船舶識別装置）の情報取得

外国船の漁場利用の実態を明らかにするため、AISレコーダーを用いた、AIS情報の取得を行う。

4. 船舶要目

(1) 漁業種類：いか釣漁業

(2) 航海能力：1か月以上の無寄港航海が可能であること。

(3) 総トン数：130トン以上350トン未満

(4) 漁労設備等：

自動いかつり機一式を備えていること。

(5) 付帯設備

1) 航海及び漁労計器等

GPS, レーダー, 船舶電話及びファクシミリ, 魚群探知機を備えていること。  
魚群探知機は, 映像をビデオ出力するための外部出力端子をあらかじめ備えているか, 調査開始までに応募者において端子を増設可能としておくこと。

水温計 (空中重量 5kg)、バンドン採水器 (空中重量 5kg) をイカ釣り機により垂下することから, 十分な引っ張り強度を持つワイヤーを装備していること。

2) 作業場所等

調査員が毎日のデータ処理のため優先的に使用可能なスペース並びに電灯, 机等を有すること。

3) 保冷設備

冷凍品を-20℃以下で 100 トン以上積載可能であること。

4) 冷凍設備

-30℃以下で 1 回当たり 5 トン以上の冷凍能力を有すること。

5) その他有ることが望ましい設備等 (必須条件とはしない)

① 潮流計

② AIS (自動船舶識別装置)

③ 気象, 海象および海洋環境情報等の配信システム (例: 一般社団法人漁業情報サービスセンターが提供する「エビスくん」など。)

(6) その他

1) 最大搭載人員中に, その他乗組員として 2 名以上を含むことができること。

2) 本船は, 以上の要件のほか, 法令で定められた設備は勿論, 調査運行に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え, かつこれらが維持管理されていること。

5. 乗組員

(1) 西経域への調査を含むことから, 西経域で操業するために必要な資格を有していること。

(2) 乗組員数は 6 名以上とし, 漁労長, 船長及び機関長に加え, いかつり操業が十分に行える人員を確保しておくこと。

(3) 漁労長は, いかつり漁法について十分な知識と技量を有すること。

(4) 乗組員の過半数はいかつり漁業の経験があること。

(5) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。

(6) 出入港時並びに操業中は, 恒常的にライフジャケットを着用すること。

6. 用船期間及び調査日程

(1) 用船期間: 令和 3 年 7 月 26 日~令和 3 年 9 月 28 日

(2) 調査日程:

令和 3 年 7 月 26 日用船開始 (八戸港)

令和 3 年 9 月 28 日用船解除 (八戸港)

ただし, 用船開始・解除の日程は開発調査センターと船主側の協議により変更可能とする。

7. 調査海域：北太平洋海域（外国 200 海里水域内を除く）

8. 調査海域図

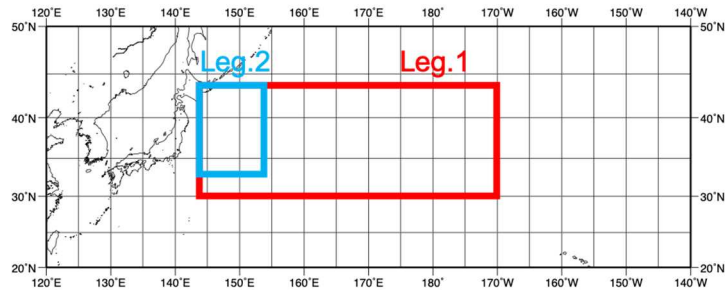


図. 調査海域

9. 担当研究所 開発調査センター

10. 船舶に搭載するコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

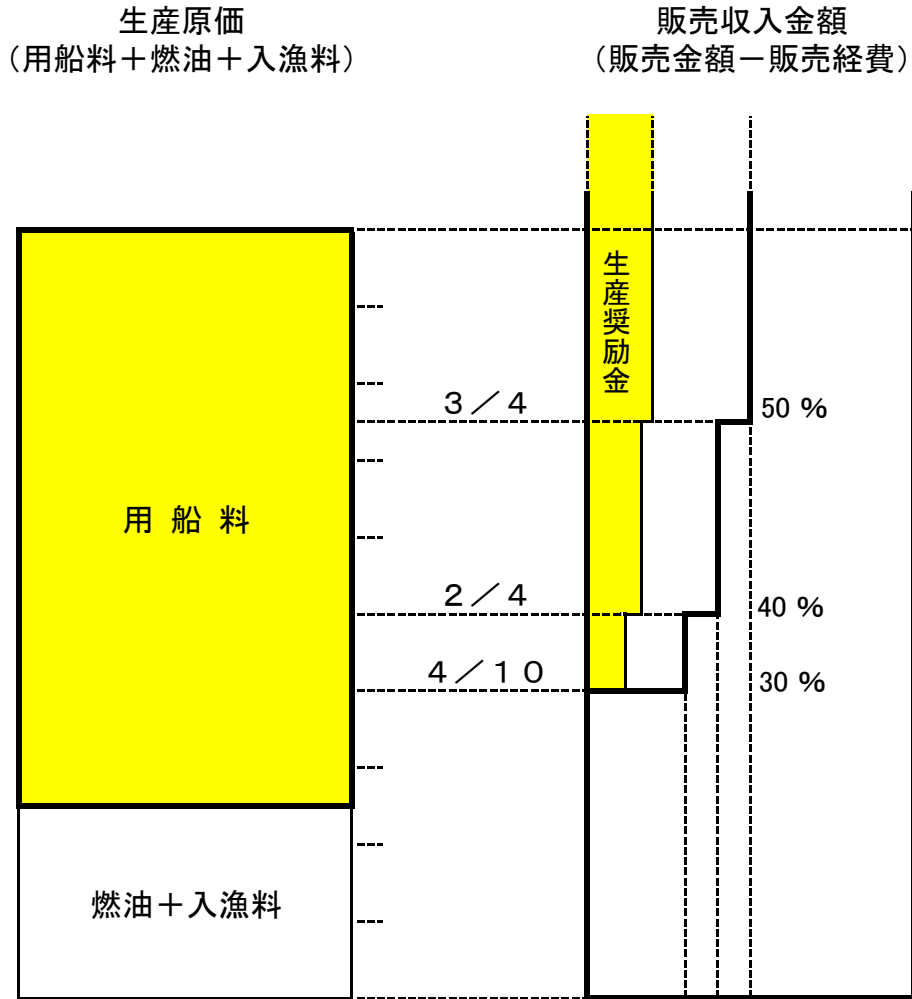
- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Security Essentials】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

11. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は機構が別途供給するものとする。
- (4) 機構の用船期間において、他の公的機関が実施する事業に参画していない者であること。

# 生産奨励金の考え方



## 生産奨励金歩合

- ① 生産原価の 4 / 10 ~ 2 / 4 までの部分 × 30%
- ② 生産原価の 2 / 4 ~ 3 / 4 までの部分 × 40%
- ③ 生産原価の 3 / 4 以上 × 50%

$$\text{生産奨励金} = ( \text{①} + \text{②} + \text{③} ) \times 4 / 10$$

支払う用船料 = 用船料 + 生産奨励金

※ 用船料は各月払い、生産奨励金は契約期間終了後の精算払い